

光回線サービス

「光回線サービスの料金が安くなります」と電話で勧誘され、契約しました。ところが、安くなっていません。納得できません。



Q

インターネット回線である光回線サービスの契約トラブルが多くなっています。

さまざまな業者が光回線と独自サービスをセット販売するなど、契約内容が多様化・複雑化しています。「安くなる」などと勧誘されても、契約内容によっては高額になる場合もあります。口頭の説明だけで複雑化した契約内容を理解するのは困難です。そこで、契約する前に、必ず契約先の事業者名、サービス名等の契約内容が記された書面の交付を求め、十分に確認しましょう。また、現在の契約の料金等を確認して比較検討しましょう。

光回線の契約は、契約直後の一定期間であれば、違約金を支払わず解約することができます。

不安なときには、消費生活相談窓口にご相談ください。



A

5月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	5/ 1(火)、15(火)	22-1151
関ヶ原町	5/ 8(火)、22(火)	43-0070
養老町	5/ 7(月)、21(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	5/14(月)、28(月)	27-3111
輪之内町	5/11(金)、17(木)	68-0185
安八町	5/10(木)、24(木)	64-3111